

岐 阜 県 公 報

第 二 百 八 十 二 号
令 和 四 年 三 月 十 五 日
(火 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 一 一 七

公 安 委 員 会 規 則

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

(警 務 課) 一 一 八

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(生 活 安 全 総 務 課) 一 一 二

告 示

知事指定薬物の指定の失効

(薬 務 水 道 課) 一 一 三

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 一 一 三

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 一 一 三

公 示

岐阜都市計画道路事業の周知

(都 市 整 備 課) 一 一 三

開発行為の工事の完了

(建 築 指 導 課) 一 一 三

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三県事務所長の部十九の項中第三十四号を第三十五号とし、第二十五号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

25 法第十八条の十五第六項の規定による解体等工事に係る調査の結果の報告を受け
るに、

別表第三県事務所長の部二十七の項中、「(一)以上の県事務所所の所管区域又は岐阜地域環境室及び県事務所所の所管区域にわたるものを除く。」を削り、同項第七号中「同条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同項第十二号中「附則第三項第一号」を「附則第二項第一号」に改め、同項第十三号中「附則第三項第三号」を「附則第二項第三号」に改め、同項第十四号中「附則第三項第四号」を「附則第二項第四号」に改め、同表建築事務所長の部六の項第一号中「第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「又は第六十三条第三項第五号イ」に改め、同項第二号中「第六十三条第三項第六号又は第六十八条の六十九第三項第六号」を「又は第六十三条第三項第六号」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

公安委員会規則

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十五日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第三号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則（昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条」を「第四十四条の十一」に、「第四十八条」を「第四十五条」に、「第四十九条 第五十一条」を「第四十六条 第四十八条」に、「第五十二条 第五十四条」を「第四十九条 第五十二条」に、「第五十五条・第五十六条」を「第五十三条・第五十四条」に改める。

第七条中「四課」を「五課」に、「生活安全総務課」を「生活安全総務課 人身安全対策課」に改める。

第八条各号を次のように改める。
一 条例第二条第一項第二号に規定する生活安全部の所掌事務に関する総合的な企画及び指導調整に関すること。

二 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。

三 犯罪の予防一般に関すること。

四 外国人の保護及び安全に関すること。

五 酩酊者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。

六 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）に関すること。

七 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）に関すること。

八 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）に関すること。
九 岐阜県使用済金属類営業に関する条例（平成二十五年岐阜県条例第二十八号）の施行に関すること。

十 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）に関すること。

十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に関すること（生活環境課及び組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

十二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）に関すること（生活環境課及び組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）に関すること（生活環境課の所掌に属するものを除く。）。

十四 前各号に掲げるもののほか、部内他の課の所掌に属しない事務に関すること。
第八条の次に次の一条を加える。

（人身安全対策課の所掌事務）
第八条の二 人身安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

一 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）に関すること。

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）に関すること。

三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）に関すること。

四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に関すること。

五 児童虐待事案の対処に関すること。

六 行方不明者の発見活動に関すること。
第九条中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 前二号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に関すること。
第九条第十号中「の施行」を削り、「関すること」の下に「（人身安全対策課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第九条の二第一号中「銃砲刀剣類等」の下に「拳銃その他の銃器を除く。」を加え、同条第四号を次のように改める。

同条第四号を次のように改める。

四 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。

第九条の二中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 保健衛生関係事犯の取締りに関すること。

第九条の二第八号を次のように改める。

八 特許権、著作権又は商標権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに関すること。

第九条の二第九号中「前号」を「前二号」に改め、同条第十号中「犯罪」の下に

「身体的な接触を伴う卑わいな行為を除く。」を加え、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。

第十一条第五号を削り、同条第六号中「隊の運用」を削り、同号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第十一条の三第二号中「初動」の下に「警察」を加える。

第十三条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第十七条第一号中「課の事務」を「組織犯罪」に改め、同条第三号中「の施行」を削る。

第二十一条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 安全運転管理者に関すること。

第二十二条第一号中「及び交通」を削る。

第二十三条第三号中「センターの運用」を削る。

第二十四条第四号中「かかる」を「係る」に改め、同条第六号中「場の運用」を削る。

第二十五条中「交通機動取締り」を「機動的な交通指導取締り」に改める。

第二十六条第一項第一号中「交通の指導及び取締り」を「交通指導取締り」に改める。

第二十九条に次の一号を加える。

六 警察用航空機の運用に関すること。

第三十条を次のように改める。

(機動隊の所掌事務)
第三十条 機動隊においては、警備実施における部隊活動に関する事務をつかさどる。

第三十二条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第三十三条第五号を削る。

第三十三条の二第五号中「整備センターの運用」を「の整備」に改める。

第三十四条第一号を次のように改める。

一 デジタル化施策及び先端技術の導入に関すること。

第三十四条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 電子計算組織の開発及び運用に関すること。

三 情報の管理に関する企画及び指導調整に関すること。

第三十五条第一項を次のように改める。

地域課に鉄道警察隊を、刑事総務課に刑事指導室及び捜査支援室を、交通指導課に交通捜査室を、交通規制課に交通管制センターを、運転免許課に自動車運転免許試験場（以下「試験場」という。）を、警備第二課に災害対策室及び警察航空隊（以下「航空隊」という。）を、総務課に公安委員会事務局及び取調べ監督室を、会計課に監査室を、装備施設課に警察車両整備センター（以下「車両整備センター」という。）を附置する。

第二章第五節を次のように改める。

第五節 課長等

(課長等)

第三十八条 課に課長を、隊に隊長を、所に所長を置き、課長及び所長にあつては警視正、警視又は警視に相当する一般職員を、隊長にあつては警視正又は警視をもつて充てる。

2 課長、隊長及び所長は、命を受け、課、隊又は所の事務を処理し、所属の職員を指揮監督する。

(上席監察官)

第三十九条 警務部に上席監察官一人を置き、警視をもつて充てる。

2 上席監察官は、命を受け、監察の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(監査室長)

第三十九条の二 監査室に監査室長を置き、警視又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。

2 監査室長は、命を受け、監査室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

(管理官及び管理監)

第四十条 部又は総務室に必要により管理官を置き、警視をもつて充てる。

2 部又は総務室に必要により管理監を置き、警視に相当する一般職員をもつて充てる。

3 管理官及び管理監は、命を受け、部又は総務室の事務のうち重要事項を処理し、部下職員を指揮監督する。

(監察官)

第四十一条 警務部に必要数の監察官を置き、警視又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。

2 監察官は、命を受け、監察の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(主席師範)

第四十一条の二 教養課に必要により主席師範を置き、警視又は警部に相当する一般職員をもつて充てる。

2 主席師範は、命を受け、柔道、剣道、逮捕術等の指導を行う。

(総括情報管理官)

第四十一条の三 刑事部に総括情報管理官一人を置き、警視をもつて充てる。

2 総括情報管理官は、命を受け、組織犯罪対策の情報の集約及び総合的な分析事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(調査官)

第四十二条 課又は隊に必要により調査官を置き、警視又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。

2 調査官は、命を受け、課又は隊の事務のうち特定の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(人事企画官)

第四十三条 警務課に人事企画官を置き、警視をもつて充てる。

2 人事企画官は、命を受け、組織の人事的な企画運営事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(総合企画官)

第四十三条の二 警務課に総合企画官を置き、警視をもつて充てる。

2 総合企画官は、命を受け、組織の総合的な企画運営事務（人事企画官の所掌に属するものを除く。）を処理し、部下職員を指揮監督する。

(人材育成企画官)

第四十三条の三 教養課に人材育成企画官を置き、警視をもつて充てる。

2 人材育成企画官は、命を受け、人材育成に関する企画運営事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(首席検視官)

第四十三条の四 捜査第一課に首席検視官を置き、警視をもつて充てる。

2 首席検視官は、命を受け、検視に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(研究官)

第四十三条の五 科学捜査研究所に必要により研究官を置き、警視又は警部に相当する一般職員をもつて充てる。

2 研究官は、命を受け、科学捜査に係る鑑定及び研究に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(交通捜査対策官)

第四十三条の六 交通指導課に交通捜査対策官を置き、警視をもつて充てる。

2 交通捜査対策官は、命を受け、交通事故事件捜査に関する業務を行い、部下職員を指揮監督する。

(秘書官)

第四十三条の七 総務課に秘書官を置き、警視をもつて充てる。

2 秘書官は、命を受け、警察本部長の秘書の業務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(広報官)

第四十三条の八 広報県民課に広報官を置き、警視をもつて充てる。

2 広報官は、命を受け、広報事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(デジタル企画官)

第四十三条の九 情報管理課にデジタル企画官を置き、警視をもつて充てる。

2 デジタル企画官は、命を受け、デジタル化施策及び先端技術の導入に関する企画運営事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(鉄道警察隊長)

第四十四条 鉄道警察隊に鉄道警察隊長を置き、警視をもつて充てる。

2 鉄道警察隊長は、命を受け、鉄道警察隊の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

(刑事指導室長)

第四十四条の二 刑事指導室に刑事指導室長を置き、警視をもつて充てる。

2 刑事指導室長は、命を受け、刑事指導室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

(捜査支援室長)

第四十四条の三 捜査支援室に捜査支援室長を置き、警視をもつて充てる。

2 捜査支援室長は、命を受け、捜査支援室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

(交通捜査室長)
第四十四条の四 交通捜査室に交通捜査室長を置き、警視をもつて充てる。

2 交通捜査室長は、命を受け、交通捜査室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。
(交通管制センター所長)

第四十四条の五 交通管制センターに交通管制センター所長を置き、警視若しくは警部又はこれらに相当する一般職員をもつて充てる。

2 交通管制センター所長は、命を受け、交通管制センターの業務を行い、部下職員を指揮監督する。
(自動車運転免許試験場長)

第四十四条の六 試験場に自動車運転免許試験場長(以下「試験場長」という。)を置き、警視又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。

2 試験場長は、命を受け、試験場の業務を行い、部下職員を指揮監督する。
(災害対策室長)

第四十四条の七 災害対策室に災害対策室長を置き、警視をもつて充てる。

2 災害対策室長は、命を受け、災害対策室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。
(警察航空隊長)

第四十四条の八 航空隊に警察航空隊長(以下「航空隊長」という。)を置き、警視をもつて充てる。

2 航空隊長は、命を受け、航空隊の業務を行い、部下職員を指揮監督する。
(公安委員会事務室長)

第四十四条の九 公安委員会事務室に公安委員会事務室長を置き、警視をもつて充てる。

2 公安委員会事務室長は、命を受け、公安委員会事務室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。
(取調べ監督室長)

第四十四条の十 取調べ監督室に取調べ監督室長を置き、警視をもつて充てる。

2 取調べ監督室長は、命を受け、取調べ監督室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。
(警察車両整備センター所長)

第四十四条の十一 車両整備センターに警察車両整備センター所長(以下「車両整備センター所長」という。)を置き、警視若しくは警部又はこれらに相当する一般職員をもつて充てる。

2 車両整備センター所長は、命を受け、車両整備センターの業務を行い、部下職員を指揮監督する。

第二章第六節第四十八条を第四十五条とし、第三章第四十九条を第四十六条とし、第五十条を第四十七条とし、第五十一条を第四十八条とし、第四章第五十二条を第四十九条とし、第五十三条を第五十条とし、第五十三条の二を第五十一条とし、第五十四条を第五十二条とする。

第五十五条第一項中「隊及び所」を「隊、所及び学校」に、「隊又は所」を「隊、所又は学校」に改め、第五章中同条を第五十三条とし、第五十六条を第五十四条とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十五日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第四号

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則(平成二十六年岐阜県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「イからトまで」を「イからハまで」に改め、同号中ハを削り、トをへとし、同項第二号二中「ト」を「ハ」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百八号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 エチルニ 一 (五 フルオロペンチル) 一 H インドール 三 カルボキサミド 三・三 ジメチルブタノアート及びその塩類(通称五 F EDM B P I C A、五 F E D M B 二二〇一)
 - 2 二 (三) メトキシフェニル 二 (プロピルアミノ) シクロヘキサン 一 オン及びその塩類(通称 M e t h o x p r o p a m i n e、M X P r)
 - 3 二 (四) エトキシフェニル(メチル) 五 ニトロ 一 (二) (ピロリジン 一 イル) エチル 一 H ベンゾ「d」イミダゾール及びその塩類(通称 E t o n i t a z e p y n e、N p y r r o l i d i n o E t o n i t a z e n e)
 - 4 一・二 ジフェニル 二 (ピロリジン 一 イル) エタン 一 オン及びその塩類(通称 D 二 P V、A D 二 P V)
- 二 失効の理由
当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。
- 三 指定の効力を失う日
令和四年三月十七日

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第五号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年三月十五日
岐阜県知事 古 田 肇
各現地機関
庁中一般

令和四年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

- 岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。
- 別表第三税務課の表三の項中「以下」を「附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法(以下)に改める。
- 別表第三健康福祉政策課の表二の項部長専決事項の欄第九号中「第五十六条第四項」の下に「(法第百四十四条において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同欄第十号中「第五十六条第五項」の下に「(法第百四十四条において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同欄第十一号中「第五十六条第六項」の下に「(法第百四十四条において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同欄第十二号中「第五十六条第七項」の下に「(法第百四十四条において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同欄に次の六号を加える。
- 21 法第百二十七条の社会福祉連携推進認定
 - 22 法第百三十九条第二項に規定する社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可
 - 23 法第百四十条に規定する社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針の変更の認定
 - 24 法第百四十二条に規定する代表理事の選定及び解職の認可
 - 25 法第百四十三条第一項において読み替えて準用する法第百四十五条の六第二項の規定による一時役員又は代表理事の職務を行うべき者の選任
 - 26 法第百四十五条第一項及び第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消し
- 附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第六号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二県事務所の表三十三の項中「昭和三十二年法律第一六一号」の下に、「以下の項中「法」という。」を、「昭和三十九年条例第四五号」の下に、「以下の項中「条例」という。」を加え、同項所長決裁事項の欄第六号中「昭和三十三年政令第二九八号」の下に、「以下の項中「政令」という。」を加え、「附則第三項第一号」を「附則第二項第一号」に改め、同欄第七号中「附則第三項第三号」を「附則第二項第三号」に改め、同欄第八号中「附則第三項第四号」を「附則第二項第四号」に改める。

別表第二県税事務所及び自動車税事務所の表二の項中「及び農村地域工業等導入地区における岐阜県税の特例に関する条例（昭和四十六年条例第二九号）」を削る。

別表第二建築事務所の表六の項中「租税特別措置法」の下に「（以下の項中「法」という。）」を加え、同項所長決裁事項の欄第一号中「第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「又は第六十三条第三項第五号イ」に改め、同欄第二号中「第六十三条第三項第六号又は第六十八条の六十九第三項第六号」を「又は第六十三条第三項第六号」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

公 示

岐阜都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により都市計画道路事業の変更の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

令和四年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画道路事業

三・三・二十号 岐阜駅城田寺線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜県越田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市整備課

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可）
番号及び年月日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名

<p>岐阜県指令岐西建築第一 一・二号の二一 令和 三・ 三・ 二</p>	<p>羽島市竹鼻町狐穴字砂入二四九番、二五〇番一及び二五〇番二</p>	<p>岐阜県羽島市上中町長間一六二四番地 中 川 宗 大</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一 一・三号の一一 令和 二・ 一・ 一九 〔岐阜県指令岐西建築 第一四四号の一九 令和 三・ 九・ 一四〕</p>	<p>瑞穂市穂積字野口一〇八三番</p>	<p>岐阜県羽島郡岐南町三宅九丁目二二三番地の 一 N T ビル 株式会社 T O W A I E 代表取締役 篠 田 直 樹</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一 三・七号 令和 三・ 六・ 八 〔岐阜県指令岐西建築 第一四四号の三一 令和 三・ 一・ 二六〕</p>	<p>本巣市春近字小柳一六九番から一七二番まで、一七三番一及び一八七番の一部</p>	<p>岐阜県下呂市金山町金山三二五六番地の一 株式会社サンワ開発 代表取締役 加 藤 千 里</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第三 七号の二一 平成 三〇・ 一・ 二二 〔岐阜県指令岐西建築 第一三五号の三一 令和 一・ 六・ 二五 岐阜県指令岐西建築 第一四四号の一七 令和 三・ 一・ 二二〕</p>	<p>本巣市十四条字鶉ヶ池七三番一及び七三番二</p>	<p>岐阜県岐阜市河渡二二六四番地 テクノ株式会社 代表取締役 武 藤 正 志</p>

令和四年三月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社